

○日光市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

平成30年12月1日

告示第107号

改正 令和3年3月31日告示第30号

令和3年4月1日告示第67号

令和3年6月18日告示第102号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震によるコンクリートブロック造の塀、組積造（石造、れんが造等）の塀その他これらに類する塀（以下「ブロック塀等」という。）の倒壊又は転倒の事故を未然に防止し、市民の安全を確保するため、ブロック塀等の撤去に関し経費の一部を補助することについて、日光市補助金等交付規則（平成18年日光市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令3告示67・一部改正)

(補助対象ブロック塀等)

第2条 補助の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内各小学校の学校長が指定する通学路又はこれに準ずるものとして市長が認める道路（以下「通学路」という。）に面しているもの
- (2) 通学路の地面からの高さ（コンクリートブロック、石、れんがその他これらに類する材料を使用していない部分の高さを除く。以下この号において同じ。）が80センチメートルを超えるもの（擁壁等の上に築造されている場合は、当該擁壁等を含めた高さの合計が80センチメートルを超え、かつ、当該擁壁等を除く部分の高さが60センチメートルを超えるもの）
- (3) 第6条に規定する事前相談の結果、倒壊又は転倒の危険性があると判断されたもの

(令3告示67・一部改正)

(補助対象工事)

第3条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 市内に築造された補助対象ブロック塀等（当該補助対象ブロック塀等と一

体となる控壁及び門柱を含む。)を解体し、撤去する工事(当該補助対象ブロック塀等の高さを減ずる工事を除く。)であること。

(2) 補助対象ブロック塀等が築造されている土地の販売を目的とした工事でないこと。

(3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発行為に伴う工事でないこと。

(4) 国、地方公共団体等が行う移転補償に係る事業に伴う工事でないこと。

(5) 災害復旧事業に伴う工事でないこと。

(令3告示67・一部改正)

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象工事の契約者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助対象者としなない。

(1) 補助対象ブロック塀等を撤去することについて、当該補助対象ブロック塀等及び当該補助対象ブロック塀等が築造されている土地の所有権を有する者(所有権を有する者が複数いる場合は、当該所有権を有する者全員によって合意された代表者。以下「所有権者」という。)の同意を得ていない者(補助対象工事の契約者が所有権者でない場合に限る。)

(2) 国税、県税並びに市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、下水道使用料及びし尿汲取手数料の滞納がある者

(令3告示67・一部改正)

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額のいずれか低い額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、20万円を限度とする。

(1) 撤去する補助対象ブロック塀等(控壁、門柱及び基礎等(擁壁及び通学路の地面の高さ以下の部分を除く。))を含む。)のうち、第2条第1号及び第2号に規定する部分(以下「補助金額算定対象部分」という。)の見付面積(当該補助金額算定対象部分の高さに延長を乗じて得た面積をいう。)1平方メートル当たり1万円を乗じて得た額

(2) 補助対象工事に要する費用（補助金額算定対象部分に係る費用に限る。）  
の額

2 補助金の交付は、同一の敷地等に築造された補助対象ブロック塀等に係る一の  
工事に対し、1回に限るものとする。

3 補助金は、予算の範囲内において交付する。

（令3告示67・一部改正）

（事前相談）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次条の規定による申請をす  
る前に、日光市ブロック塀等撤去費補助金事前相談書（様式第1号）に次に掲げ  
る書類を添えて、市長に提出し、ブロック塀等に倒壊又は転倒の危険性があるこ  
との確認を受けるものとする。

(1) ブロック塀等が築造されている場所の案内図

(2) ブロック塀等の状態を確認できる写真等

（令3告示67・追加）

（交付申請）

第7条 前条の規定による確認を受けた補助対象者（以下「申請者」という。）  
は、日光市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書  
類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 国税、県税並びに市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、  
下水道使用料及びし尿汲取手数料に未納がないことを証する書類

(2) 所有権者が確認できる書類

(3) 申請者が補助対象ブロック塀等を撤去することについて所有権者の同意が  
得られていることが確認できる書類（申請者が所有権者でない場合に限る。）

(4) 補助対象ブロック塀等の位置、構造、延長及び高さを記入した見取り図

(5) 補助対象工事に係る見積書の写し（補助金額算定対象部分と非対象部分と  
を明らかにしたもの）

(6) その他市長が必要と認めるもの

（令3告示67・旧第6条繰下・一部改正）

（交付決定）

第8条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の  
交付の可否を決定し、規則第7条に定める補助金等（交付・不交付）決定通知書

により申請者に通知するものとする。

(令3告示67・旧第7条繰下)

(完了報告)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、交付の決定から60日以内に補助対象工事に着手し、当該工事が完了したときは、速やかに日光市ブロック塀等撤去費補助金事業完了報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る請求書の写し(補助金額算定対象部分と非対象部分とを明らかにしたもの)
- (2) 補助対象工事に係る費用の支払いを確認できる書類
- (3) 補助対象工事に係る契約書の写し
- (4) 補助対象工事の施工後の写真(施工前のものと同じ位置から撮影したもの)
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(令3告示67・旧第8条繰下・一部改正)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(令3告示67・旧第9条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(令3告示30・一部改正、令3告示102・旧第3項繰上)

附 則(令和3年3月31日告示第30号)

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則(令和3年4月1日告示第67号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月18日告示第102号)

この要綱は、令和3年6月18日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

日光市長 様

住 所  
氏 名  
電話番号

日光市ブロック塀等撤去費補助金事前相談書

日光市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて提出します。

塀の所在地	日光市
塀の種類	<input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> 組積造（石造、れんが造等）

点検表

点検項目	コンクリートブロック造の塀	組積造（石造、れんが造等）の塀
1 地面からの高さ	<input type="checkbox"/> 2.2mを超えている	<input type="checkbox"/> 1.2mを超えている
2 塀の厚さ	(塀の高さが2m以下の場合) <input type="checkbox"/> 塀の厚さが10cm未満 (塀の高さが2mを超える場合) <input type="checkbox"/> 塀の厚さが15cm未満	<input type="checkbox"/> 塀の厚さは塀の高さの10分の1未満
3 控壁	(塀の高さが1.2mを超える場合) <input type="checkbox"/> 塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの5分の1以上突出した控壁がない	<input type="checkbox"/> 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控壁がない
4 基礎（共通）	<input type="checkbox"/> コンクリートの基礎が確認できない	
5 劣化状況（共通）	<input type="checkbox"/> 塀の表面にひび割れがある <input type="checkbox"/> 塀の表面に膨らみがある <input type="checkbox"/> 塀の欠損が著しい	<input type="checkbox"/> 塀が傾いている <input type="checkbox"/> 塀の目地がずれている

※点検項目の1から5までに該当しない場合でも、以下の項目に該当する場合は、危険性のあるブロック塀等として認める場合があります。(詳細は専門家に相談してください。)		
6 塀内部の鉄筋の有無	<input type="checkbox"/> 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されていない <input type="checkbox"/> 縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされていない	
7 基礎の根入れ深さ	<input type="checkbox"/> (塀の高さが1.2mを超える場合) <input type="checkbox"/> 基礎の根入れ深さが30cm未満である	<input type="checkbox"/> 基礎の根入れ深さが20cm未満である

(添付書類)

- 1 ブロック塀等が築造されている場所の案内図(住宅地図等)
- 2 ブロック塀等の状態を確認できる写真等
  - ・ブロック塀等の全体の外観が確認できるもの
  - ・控壁が確認できるもの(控壁の撤去を含む工事の場合に限る。)
  - ・劣化状況が確認できるもの(点検項目5劣化状況に該当する場合に限る。)

【市記入欄】

点検年月日	年 月 日
点検者職氏名	
通学路に面しているか	<input type="checkbox"/> 面している <input type="checkbox"/> 面していない
日光市ブロック塀等撤去費補助金	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> 対象外

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

日光市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

日光市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書

年度において、日光市ブロック塀等撤去費補助金を交付されるよう日光市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

記

交付申請額	円(F)
-------	------

塀の所在地	日光市
塀及び塀が築造されている土地の 所有者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者以外（ <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 塀の管理の依頼者 <input type="checkbox"/> その他（ ））
構造	<input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> 組積造（石造、れんが造等）
	擁壁等の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
撤去部分	控壁の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	門柱の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	基礎等の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	延長（幅） m（うち、控壁及び門柱の延長 m）
	高さ m
見付面積	m <sup>2</sup> （控壁、門柱及び基礎等を含む） (A)
申請額算定	見付面積(A)×1万円 円(B)
	工事見積額（算定対象部分のみ） 円(C)
	(B)と(C)のいずれか低い額 円(D)
	(D)×1/2（千円未満切捨て） 円(E)
	(E)と20万円のいずれか低い額 円(F)
工事期間（予定）	年 月 日 ～ 年 月 日

(添付書類)

- 1 申請者が国税、県税並びに市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、下水道使用料及びし尿汲取手数料に未納がないことを証明する書類
- 2 補助対象ブロック塀等及び補助対象ブロック塀等が築造されている土地の所有権者が確認できる書類
  - ・登記事項証明書
  - ・所有権者が複数の所有権を有する者全員の合意による代表者であることが確認できる書類（所有権を有する者が複数いる場合に限る。）
- 3 申請者が補助対象ブロック塀等を撤去することについて所有権者の同意が得られていることが確認できる書類（申請者が所有権者でない場合に限る。）
- 4 補助対象工事に係る見取り図（ブロック塀等の位置、構造、延長及び高さを記入したもの）
- 5 補助対象工事に係る見積書の写し（補助金額算定対象部分と非対象部分とを明らかにしたもの）
- 6 その他市長が必要と認める書類



様式第3号（第9条関係）

年 月 日

日光市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

日光市ブロック塀等撤去費補助金事業完了報告書

年度日光市ブロック塀等撤去費補助金事業を完了したので、日光市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

塀の所在地	日光市
補助対象工事費	金 円
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日

様式第 1 号 (第 6 条関係)

(令 3 告示 6 7 ・全改)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

(令 3 告示 6 7 ・追加)

様式第 3 号 (第 9 条関係)

(令 3 告示 6 7 ・旧様式第 2 号繰下 ・一部改正)